

調整内容検討シート

協議事項	1	提案日	平成 16年 2月 27日	協議日	平成 16年 月 日	佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会
協議項目	合併の方式			関係項目		
調整案	新設合併とする			協議結果		

第3回任意合併協議会(平成14年11月25日)承認

参考資料 「合併の方式」

項目		新設合併	編入合併	備考
定義		2以上の市町村を廃し、その区域に1つの市町村を置くこと	1以上の市町村を廃し、その区域を他の市町村の区域に編入すること	
法人格		合併前の市町村の法人格は合併と同時に消滅し、新しい法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は、合併と同時に消滅する	
議会議員の取扱い	原則	合併関係市町村の議会議員の身分は失う 議員定数に基づき設置選挙を実施し、議会議員を選出する。	編入する市町村の議会議員は在任。 編入される市町村の議会議員は身分を失う (著しく人口増がある場合は、増員選挙が必要となる)	
	特例	合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる 〔定数特例〕 設置選挙において、法定定数の2倍まで増員できる。(設置選挙の任期に限る) 〔在任特例〕 合併関係市町村の議会議員は、合併後2年以内の間在任できる。	合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 〔定数特例〕 編入される市町村の人口に応じて増員選挙(旧市町村の区域で選挙区を設けて増員すること)ができる。(在任期間は編入する市町村の議会議員の在任期間) 〔在任特例〕 編入される市町村の議会議員が在任できる。(在任期間は編入する市町村の議会議員の在任期間)  ただし、合併時に定数特例または在任特例を適用する場合には、その後、最初に行われる一般選挙で更に定数特例を適用できる。	
農業委員会の委員の取扱い	原則	合併関係市町村の委員の身分は失う 新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員は在任。 編入される市町村の委員は身分を失う	
	特例	選挙による委員は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	編入される市町村の選挙による委員は、40人までの範囲で在任できる。(在任期間は編入する市町村の委員の在任期間)	
特別職の取扱い		合併関係市町村の特別職は失職する。 合併市町村の首長は選挙で選出され、助役、収入役を新たに任命する	編入する市町村の特別職は、身分に変動はない。 編入される市町村の特別職は失職する。	
条例・規則の取扱い		合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される	